**平成２２年（フ）第６３号**
島根県益田市多田町200番地29
債務者　齋藤志津枝
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

**平成２２年（フ）第１７０００号**
東京都墨田区吾妻橋３丁目１－９
債務者　池田　　大
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７０７９号**
東京都江戸川区船堀６丁目５－２－307
債務者　黒沼　博美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７１７７号**
東京都武蔵村山市三ツ木５丁目５－６
債務者　大日方美穂
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６３４号**
静岡県焼津市三ケ名422番地の１
債務者　青島江美子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６５３号**
静岡市駿河区西島350番地の１　アーバンハイム西島203号
債務者　杉浦　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１３９０号**
東京都町田市金井７丁目５番５号パルモＧ102
債務者　宗像　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第５０８号**
静岡市葵区吉野町３番14号　シゴーニュー吉野606号、旧住所静岡市葵区土太夫町17番地の１　さくらビル502号
債務者　高山　愛子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６８６号**
静岡県焼津市浜当目３丁目９番20号
債務者　山田　克之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４１４号**
青森県上北郡七戸町字上志多19番地
債務者　上原子朝子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４１５号**
青森県上北郡七戸町字上志多19番地
債務者　上原子順一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４９３号**
青森市港町３丁目４番５号
債務者　泉　　誠逸
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４７号**
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢78番地20
債務者　青木　恭昭
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１４８号**
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢78番地20
債務者　青木　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１４９号**
青森県つがる市木造若緑11番地１　木造若緑団地９－１号
債務者　葛西ひろみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係